

どでごく限られたケースしかないものの、市町村が管理している施設でも通常は住民との接触がたいへん強いコミュニティ関連の部局がそれを担当しているし（日本の調査地の宝塚市の場合はコミュニティ課）、管理人は公務員ではなく年雇いの地元の人である場合が普通である。それに対し韓国では公務員と住民との距離があり、たとえ地元の人が契約で雇われても、いわゆる「管理的」になるようである。その不満が76.1パーセントもいる「管理人の対応が大切」だという意見の中にかなりの割合で含まれていると解釈してよいように思われる。

最後に次のことをいっておきたい。本稿は、韓国における限られた調査条件と質問項目に基づいた事実に基づいての論考であるので、あるイメージを示唆するという以上の域を出るものとは思わない。しかしながら、あらまじくいえば、韓国の住民自治の程度は現状では低いものの、韓国人びとは「まちづくり運動」が盛んな日本とさほど変わらない住民意識をもっており、そのことは国家権力の大幅な政策変更がないかぎり、住民自治強化の方向へさほど混乱なく進んでいくと判断してよいのではないだろうか。中田は住民自治が実現するためには「所有者を規制できる権力機関の確立が必要であるが、その方向性が利用形態のなかにあらわれはじめるときに共同管理型が成立する」と指摘している。日本ではどのような権力機構（意思決定機構）が望ましいか複数の実現可能な案が想定できるが、韓国においては行政機構（国家政策）との関わりで不確定要素がかなりあるため想定が日本よりも困難である。けれども、共同管理論が可能性としての青写真を描くときの助けになるだろうと思われる。

〔注〕

- (1) ここではその特性まで詳しく分析する余裕がない。詳しくは鳥越皓之「韓国の地域自治会——班常会」（鳥越 1994a）所収、をご参照いただきたい。
- (2) その理由はさまざまに考えられるが、実際に資料を捜してみても実感は、素朴な理由として、韓国においては行政学は盛んであるが、地域にかかわる社会学はほとんど存在しない。そのため、行政学の成果に依存しなければならぬのだが、行政学はその性格上、行政に関心があるため、行政機構との関わり

で少し住民に言及するだけで住民の組織そのものを本格的にとりあげていないからである。ただ、班常会についての記述や、ゴミを収集するために住民たちが組織をつくっている事実記述や、女性たちが婦人会的組織を作っている事実などの事実資料はかなり集めることができる。しかし、それが韓国の住民自治とどのような関わりを持ってくるのかという視点の論考は見いだすのがむずかしい。

《参考文献》

- ガボール、D. 1973 林雄二郎訳『成熟社会』講談社（D. Gabor, *Mature Society* Martin Secker & Warburg Ltd. 1972）
- 倉田秀也 1996 「三党合同体制崩壊後の韓国政治」『国際問題』433号、国際問題研究所。
- 鳥越皓之 1994a 『地域自治会の研究』ミネルヴァ書房。
- 鳥越皓之 1994b 「中田実『地域共同管理の社会学』の書評」『社会学評論』177。
- 中田 実 1993 『地域共同管理の社会学』東信堂。
- 若山浩司 1996 「韓国の地方総選挙と地方自治（一）（二）」『地方自治』578、584、地方自治制研究会。